政令

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日は令和二年六月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　菅原　一秀

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項、第二十六条第一項及び第五十条の二第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

（法第十八条第三項の材質）

第一条　食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。

第二条及び第三条　削除

第五条第一項中「又は器具」を「、器具又は容器包装」に改める。

第十三条中「食肉製品」の下に「（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）」を加え、「シヨートニング」を「ショートニング」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（小規模な営業者等）

第三十四条の二　法第五十条の二第一項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。

一　食品を製造し、又は加工する営業者であつて、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

二　飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号において同じ。）又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

三　容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

四　前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱う食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

第三十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一　飲食店営業

二　喫茶店営業

第三十五条第五号中「アイスシャーベット、アイスキャンデー」を「アイスシャーベット、アイスキャンデー」に改め、同条第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に、「せりの」を「競りの」に改め、同条第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同条第二十四号中「シヨートニング製造業」を「ショートニング製造業」に改め、同条第二十六号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同条第二十七号中「果実ピユーレー、ケチヤツプ」を「果実ピューレー、ケチャップ」に改め、同条第三十号中「納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同条第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同条第三十四号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「こと」の下に「（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。

第五十八条第二号を次のように改める。

二　食品衛生法第五十条の二第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。

附　則

この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三